

日本国憲法から考える小さな幸せを支える尊厳 — 「新しい戦前」を進行させないために



室蘭工業大学大学院教授

きよすえ あいさ
清末 愛紗

「新しい戦前」を解釈する

2022年末、黒柳徹子くろやなぎてつこの長寿番組「徹子の部屋」に出演したタモリが、2023年を「新しい戦前になるんじゃないか」と答えたことから、その言葉が反響を呼び続けている。とりわけ、護憲運動を含む平和運動関係者の間では、集会のタイトルやデモのスローガンで多用されるほど、強い印象をもたらす言葉となった。では、いったいそれは何を意味していたのか。その日の番組は、タモリにその意味を問うことなく終わったことから、結果的に彼が言わんとすること、あるいは警鐘を鳴らそうとしたかもしれない何かは明らかにされずに現在にいたっている。

「新しい戦前」の意味は、論者の関心や諸々の経験等に基づいて解釈され得るものであり、一つにはなり得ない多義的な意味を持つ。ただし、その解釈の過程には、総じて昨今の政治経済情勢が何らかの形で影響を及ぼしている可能性が高いだろう。とりわけ、2013年に日本の安全保障方針と

して軍事に依拠する「積極的平和主義」が打ち出されて以降、集団的自衛権の行使の限定容認を含む安保法制の強行採決を筆頭に、日本社会は確実に軍事化の道を進んできたからである。

では、筆者は新しい戦前をどのようにとらえてきたのか。本稿の前半ではその定義を示すとともに、日本国憲法の観点からそれが意味することを論じる。本稿のテーマにおける筆者の基本的な立ち位置を指し示すものであるからである。そのうえで、後半では、新しい戦前を促進する諸々の要素のうち、特に改憲や軍事拡張路線の説得材料として用いられるロシアによるウクライナへの軍事侵攻に着目し、日本国憲法9条の視点から読み解くべきポイントを考察する。そのなかで、護憲運動を含む平和運動や護憲平和を支持する労働組合などが、同侵攻をめぐる見解の違いから緊張関係に陥り、運動の弱体化に向かわないようにするための一つのあり方を模索する。最後に、〈防衛〉の名の下に進む軍事拡張路線が私たちの日常生活に及ぼす影響に着目しながら、新しい戦前に〈抗う〉必要性・必然性を提示する。

今年の5月3日に東京臨海広域防災公園で開催された「あらたな戦前にさせない！守ろう平和と

いのちとくらし2023憲法大集会」でスピーチを依頼された筆者は、「新しい戦前」（あらたな戦前）が意味することについて、自らが従事してきた国際連帯活動から学んだことに基づき整理したものを冒頭で提示した。少し長いが、該当部分の全文を記す。

生きるとは、将来に向けた希望と、自分が一つの人格を持つ生身の人間であることを実感させ、それを支える〈尊厳〉が備わっていること。そのことを最終的に教えてくれたのが、パレスチナ、特に封鎖下で定期的に軍事攻撃にさらされるガザの人々、そしてあらゆる抑圧に対し〈闘う〉という道を選んだアフガニスタンの女性たちでした。不条理さに対する怒りを抱くことの正当性を見だし、その怒りを抗議の声につなげること、具体的な声として出さずとも別の形で表現をすること。その根底には、踏みにじられ愚弄されている、自らを含む人々の存在を実存するものとして、存在ならしめたいと希求する意思が横たわっています。

存在を存在ならしめるという切実な意思が第一義的に追い求めているものは、多くの場合、持続可能な「小さな幸せ」です。例えば、食べていけるだけの仕事を手に入れられること。明日の食事を心配することなく今日の食事をとれること。特別に裕福でなくても子どもたちが安心して将来の夢を思い描くことができる衣食住が整っていること。何かあったときに安心して医療や福祉にアクセスできること。そして、そのように願うことを当たり前のように受け入れられ、排除の対象にされないこと。

こうした日常を形成する「小さな幸せ」を

支えているものは何か。わたしは、それもまたけっして冒されることがあってはならない〈尊厳〉であると確信しています。このようなことを考えた末に、「あらたな戦前」とは、〈生きるという営みにおいて小さな幸せを支える尊厳を否定する流れ〉であると解するにいたりました。



さまざまな弱い個人への法的救済を導く「尊厳」

(1) 人格と密接なつながりを有する個人

「生きるという営みにおいて小さな幸せを支える尊厳を否定する流れ」。この定義の鍵となる言葉は、「尊厳」と「小さな幸せ」である。人格と切り離すことができない尊厳を考えるためには、まずもって一人ひとりが異なる人格を有する「個人」という存在であることを無条件に肯定することが必須である。個人は総称としての「人」とは大きく異なり、個がつくことで人格性が付与される。同時に一人ひとりが権利主体であることを明示することを意味する。個人が尊重される社会こそが、日本国憲法が想定している社会であり、そのことは基本的人権の包括的条文と評される同13条において、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定されていることから導くことができる。

社会は個人から構成されており、これらの個人は続く14条1項により平等な取り扱いを受ける。逆にいえば、平等な取り扱いを受ける対象である

からこそ、個人として尊重される必要があるのである。ここに13条と14条の連関性がある。

政権与党の自民党は結党以来、憲法改正を党是としてきたが、2012年4月27日、同党憲法改正推進本部（現在は「憲法改正実現本部」）はそれまでの議論を踏まえて「日本国憲法改正草案」を決定した。その13条案は、「全て国民は、人として尊重される」¹とされており、現行の13条が人格性を明確にした意義をあからさまに希釈するものとなっている。このように同党の人格性軽視の姿勢は、近年でいうと、例えば、第211回国会（2023年の通常国会）で可決・成立した政権与党等の4党合意案に基づく「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（LGBT理解増進法。すでに施行済み）の内容に色濃く反映されている。特に措置の実施にあたり、「全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意する」ことが規定されている12条がそれに該当する。同法3条が「全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」としているにもかかわらず、12条はマジョリティの安心を優先させることができる内容の条項となっているからである。

(2) 「弱い個人」と尊厳の法的意義

さて、上述のように書くと、新しい戦前の鍵の一つである尊厳が、日本国憲法13条の個人の尊重と同じ、または類似の意味と誤解されるかもしれないため、そうではないことを立憲主義の変遷に着目しながら簡単に説明する。

一般的に、立憲主義は公権力に憲法を遵守させることで公権力による暴走や恣意的行為を防ぎ、

それにより国民の基本的人権を確保するものと説明される。その場合の人権とは、近代市民革命以降の近代立憲主義の時代においては、公権力による個人の領域への不介入の権利としての自由権（例えば、思想・良心の自由、経済活動の自由・財産権）を意味していた。近代市民社会における個人とは、しがらみなく自由権をフルに活用することができ、それにより自分の意思を明確に示すことができる「強い（自律した）個人」が前提となっている。13条の個人とは、主にはこのような強い個人を前提とするものであり、その文脈から見れば、個人の尊重とは自己決定の権利だと解することができるだろう。

しかし、自由権だけしか保障されない場合、例えば、資本主義の拡大のなかで見られる、雇用者と被雇用者の権力関係に基づく、被雇用者の苛酷な雇用環境や条件等の固定化に対応できない問題が生じる。その解決に向けて、公権力がより不利な状況に置かれた人々、脆弱^{ぜいじやく}な立場に置かれている社会的マイノリティの状況を改善するための権利（社会権）を担保する発想が生まれ、その実現に向けた公的なしくみをつくること（＝公権力による介入）で、法的救済への道を開く現代立憲主義の時代が変わっていった。その象徴的存在として知られるのが、世界で初めて社会権を盛り込んだヴァイマル憲法（1919年）²である。同151条前半は「経済生活の秩序は、すべての人に、人たるに値する生存を保障することを目指す正義の諸原則に適合するものでなければならない。各人の経済的自由は、この限界内においてこれを確保するものとする」³と規定している。「人たるに値する生存」を基軸に経済活動の自由を位置づけるという発想は、雇用形態の規制緩和とジェンダー不平等が連動することで深刻なレベルで格差が進行し、とりわけ女性労働者にその影響が大きく及

んできた現在の日本社会において、政策に反映されるべきものだろう⁴。

自分の意思を示しても容易に踏みにじられたり、置かれている諸々の厳しい状況から自分の意思を表明化することができなかつたりする個人を上述の「強い個人」と同様に位置づけていけば、構造的に生み出されている脆弱性がそのまま温存され、搾取の対象にもなり続ける。社会には強い個人だけでなく、さまざまな環境に置かれた弱い個人が多数存在している。常に強い個人を基準にすると弱い個人がおのずと看過され、結果的に各形態の差別や暴力、理不尽さにより尊厳を踏みにじられることになりかねない⁵。その観点から見ていくと、尊厳の法的意義は、個人の尊重では限界がある、①弱い個人による自己決定の実現を可能にするための法的救済、および②尊厳をおびやかされている個人のケアのための法的救済を導くことにあるといえるだろう。

新しい戦前を想定していない 日本国憲法

(1) 平和的生存権の価値と現実の社会

基本的人権の尊重を最重要原理とする日本国憲法は、幸いにも自由権と社会権の双方を兼ね備えている。具体的な条項は第3章に盛り込まれているが、それだけに限定されるものではない。なぜなら、国家のあり方や考え方を描いている前文において、①「わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保」すること（1段前半）、および②「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有すること」

（2段後半）が言及されているからである。これら2点はいずれも国籍・国民の枠組みを超え、排他性を否定するグローバルな考えに基づくものである。①に関しては、日本にいる者はだれであっても日本政府による不当な介入を受けることなく、自由を享受できる主体であることを意味する。②に関しては、平和のうちに生存する権利（いわゆる「平和的生存権」）の主体を全世界の国民と明示していることからいえる。なお、憲法前文は法の一部であるとともに、続く各条項の解釈基準となるものであり、けっして「お飾り」的存在ではない。

平和的生存権の核となる要素である恐怖と欠乏（からの解放）は、幅広くとらえることができる。平和の対置概念が戦争や武力行使だけを意味するわけではないことと同様に、恐怖にもそれらを含むさまざまな形態が存在する。例えば、警察のような公権力による各種の弾圧（身体に加えられる弾圧だけでなく、監視のような目に見えにくい形態のものも含む）、難民申請が認められず迫害する自国に強制送還されるおそれ、職場のハラスメントや学校でのいじめ、ファミリー・バイオレンスとしてのDVや児童虐待、レイシズムやジェンダー不平等の各種の差別など、あげていけばきりが無いほどある。それらは「平和学の父」と呼ばれるヨハン・ガルトゥングが平和の対置概念として出したように、暴力の一形態である。

第211回国会では出入国管理及び難民認定法の改定法も可決・成立した。同改定法の下で難民申請は原則的に2回までとされ、それ以上になると申請者は本国に送還される可能性がある。つまり、難民の受入れに関する国際法上のノン・フルールマン原則による送還停止効を一部解除することを意味する。これまでの実績から見ると、難民条約の締約国であるにもかかわらず、日本は難

民の受入れに積極的ではなく、申請しても不認定とされる可能性が非常に高い。今回の改定法は、これまでの排他性に拍車をかけるようなレベルで反人権的である。本来的に、難民の受入れや手続に関する立法・行政の関連業務は、上述した日本国憲法前文の日本全土での自由の恵沢の確保と平和的生存権、および国際法規の誠実な遵守（98条2項）の観点から取り組まれるべきものである。しかし、それらが考慮されることなく、反立憲的ともいえる姿勢が維持されている。難民申請に限らず、日本は基本的に在留資格を失った外国籍住民を出入国在留管理庁の施設に収容する「全件収容主義」をとってきた。この方針自体も排他性の反映の結果であると考えられ、前文とは相容れないものである。

平和的生存権のもう一つの要素である欠乏とは主に貧困を指すが、実のところ恐怖と重なり合うものも含まれる。現在貧困にあえぐ者にとってみれば、日々を生き抜くことができるか否かを切実に考えざるを得ない状況が、恐怖だと感じさせるものであるからである。医療へのアクセスが経済的・地域的理由から制限されているような状況にあれば、適切な医療を迅速に受けることができないため、生死にかかわる恐怖心を抱かされることもある。

日本国憲法の大きな価値の一つは、前文に平和的生存権を掲げたことにある。それにより、小さな幸せを作り出すことを阻む、あるいは小さな幸せを壊す恐怖や欠乏から解放されることを導く一つの道として、自由権と社会権の双方を網羅する各種の人権条項を盛り込むことが当然のものとされ、同時にその正当性が与えられているからである。そして、それらの自由や権利は、11条および97条で「侵すことのできない永久の権利」と位置づけられ、いまを生きる私たちのみならず、次世

代以降が享受できるものとされているからである。しかし、現実の日本社会と平和的生存権を含む日本国憲法の前文が描く国家像の間には乖離^{かいり}がある。加えて、その隔たりは後述するように、大規模な軍事拡大路線により一層大きくなることが予想できる深刻な段階にまでなっている。

(2) 小さな幸せを支える尊厳 —憲法24条と25の連関性

筆者が描いた新しい戦前の鍵の一つとなる尊厳は、日本国憲法においては、24条2項で家族にかかわる立法上の基準として、両性の本質的平等とともに明記されている。家庭生活において個人の尊厳が重視されなければならないのは、家族という密室には人の目が及びにくいことから権力関係が温存されやすく、暴力や差別が生じやすいからである。それを受けて、私人間の関係性を規律する民法の解釈基準も「個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として、解釈しなければならない」（2条）とされている。しかし、人権に基づく国のあり方を唱えた現行憲法の下にありながら、現実には日本社会には家父長的ジェンダー規範やそれに基づく権力関係、性別役割分担がいまなお各所に根強く残っており、家族が暴力や差別の温床となっている事例が多々ある。そうであるからこそ、個人の尊厳と両性の本質的平等に基づき、被害を受けている者の法的救済のしくみをさらに拡充する必要があり、また、明治民法に基づいて存在した家制度の廃止以後の24条は、そのことを要請し続けてきたのである。その文脈から考えると、特に24条2項は社会権的側面を強く有すると解することができる⁶。

筆者が示した新しい戦前の定義のもう一つの鍵である「小さな幸せ」を検討する際に、看過できないのは、日本国憲法13条と14条に連関性がある

ように、24条が続く25条と連関性がある点である。生存権、および生活部面における社会保障や公衆衛生の向上・増進に努める義務を国家に課す25条は、社会権の要となる条項である（そのほか、社会権としては、24条2項のほか、26条の教育を受ける権利や28条の労働基本権がある）。すでに見たように、24条2項は直接的な意味での社会保障の条項ではないが、そこで示される立法上の憲法秩序である個人の尊厳および両性の本質的平等は、25条の解釈やそれに基づく具体的な立法や施策を進めるうえで依拠すべき支柱になるものである。換言すれば、個人の尊厳なくして「健康で文化的な最低限度の生活」（25条1項）を営むことはできず、逆に考えると、それを生存権として認めることにより、個人の尊厳がおびやかされることを防ぐのである。

以上の見解からまとめると、筆者がいう「生きるという営みにおいて小さな幸せを支える尊厳」とは、近代立憲主義から公平な分配を要請する現代立憲主義に発展してきた歴史的流れとその理論を踏まえて理解されるべきものとなる。そして、その否定にあたる新しい戦前は、そもそも日本国憲法が想定すらしていないのである。

日本では、平和主義原理を採用する日本国憲法の形骸化が段階的に進められてきたが、その傾向は近年顕著に見られる。特に昨年末に、防衛力の抜本的強化の名の下でこれまでにないレベルでの軍拡路線を可能にする安全保障関連の3文書（以後、「安保3文書」という。）が閣議決定されたことにより、日本国憲法の完全な形骸化が〈完成〉したと言っても過言ではない。また、時間は前後するが、従来から改憲を求めてきた右派勢力（政権与党を含む各政党やその支持者）は、ロシアのウクライナへの軍事侵攻を大いに利用し、防衛力の強化を高らかに謳い、憲法原理と相容れない改

憲の必要性を強く訴えてきた。防衛力を前面に出した、日本国憲法の形骸化や予算配分および改憲による影響は、さまざまに脆弱性を強いられてきた弱い個人に最も及ぶものとなりうる。また、ロシアの軍事侵攻をめぐり、後述するような錯綜状態が起きていることが、護憲運動を含む平和運動や護憲に関心を寄せる労働組合の平和に対する考え方の方向性に影響し、結果的に活動の弱体化にすらつながらる懸念もある。

こうした状況下で、護憲運動を含む平和運動や労働組合は、いかなる視点を基軸にそれぞれの運動を展開する必要があるのだろうか。以下で考察していきたい。

ロシアの軍事侵攻をどうみるか — 9条を持つ国に住む者として

(1) ロシアによる軍事侵攻をめぐる錯綜

2022年2月24日、国連安全保障理事会—国連憲章24条1項に基づき、「国際の平和及び安全の維持に関する主要な責任」を課されている—の常任理事国であるロシアがウクライナに対し、「特別軍事作戦」と称する一方的な軍事侵攻を開始した。当該侵攻を正当化するために、プーチン大統領は侵攻直前の当日、ロシア国民向けにテレビ演説を行い、いくつかの侵攻理由を挙げている⁷。その主なものの一つは、国連憲章上の集団的自衛権（51条）、2014年にウクライナから一方的に独立宣言をした「ドネツク人民共和国」・「ルガンスク人民共和国」（ウクライナ東部のドネツク州とルガンスク州からなるドンバス地方で親ロシア勢力が実効支配している地域。ロシアは「2国」を2州

全体と考えている)とロシアとの間で締結された友好・相互援助条約、およびこれらの「2国」からの要請に基づき、同自衛権の行使と主張したことである。あわせて、2014年以降のドンバスでロシア系住民がウクライナ政府により迫害・ジェノサイドの対象となってきたため保護が必要(=人道的介入)との主張などもなされた。

軍事侵攻から約1年半の月日が経つが、現時点では両者の停戦に向けた有効な手立てを見いだせないまま、^{おびただ}夥しい犠牲者(武力攻撃による死傷者だけでなく、戦時性暴力の被害者⁸も含む)を出しながら、また数多の家屋やインフラを破壊しながら、激しい戦闘が続いている。停戦交渉は侵攻開始から早い段階で始まり、同年3月末にトルコで開かれた交渉で停戦に向かう兆しが見えたが、首都キーウ近郊のブチャで多数の民間人が殺害されたことが明るみになったことを契機に、一気に停戦が遠のいた。

日本の民間レベルの議論では、ロシアの軍事侵攻や侵攻後の領土併合(=プーチン大統領が2022年9月末に行った東部と南部4州のロシアへの編入宣言)への評価をめぐり、主には①国際法上の違法行為の観点、②両国の緊張をめぐる諸々の背景を見る観点、③ロシアの弱体化を狙う米国を中心とするNATO諸国の思惑に着目する代理戦争論などから「解明」しようとする動きがある。これらの動きにおいては、いずれかに重みを置く者もいれば、それらすべてを見ようとする者もいる。また、すべてを見る場合でも、重みの置き方には違いがある。さらには、停戦に関する考え方も一つではなく、欧米によるウクライナへの武器供与に強く反対する者、ロシアによる軍事攻撃が続いている以上、抵抗継続のためには武器供与を支持せざるを得ないと考える者、その場合でも無条件の供与を認める者、あるいはクラスター弾の

ような残虐な武器給与には反対する者などさまざまである。加えて、「事実」をめぐるストーリーの書き換えを目的とする「情報」を何ら疑いなく信じ、それを拡散していく動きもあり、情報戦の側面も強く露呈されている。まさに錯綜としか言いようがない状況があり、護憲運動を含む平和運動や労働組合の関係者も無縁ではない。

①のうち軍事侵攻については、ウクライナがロシアに対して攻撃を加えていない以上、例えば、国連憲章上の主権平等原則(2条1項)や「いかなる国の領土保全又は政治的独立に対」しても武力行使を慎むこと(武力の不行使原則、2条4項)、また不戦条約の国際紛争の解決における戦争の禁止(1条)の観点から判断すると、ロシアの行為が主権国家に対する明白な侵略行為であることがはっきりする。また、集団的自衛権についても、ドネツク人民共和国やルガンスク人民共和国が仮に国際的に承認された国家であった場合でも、ウクライナは両国を攻撃していない以上、ロシアによる同自衛権の行使という主張は成り立たない。そもそも、ロシアは侵攻開始の数日前の2月21日に「両国」を国家として承認し、友好・相互援助条約を締結しているが、この承認にしてもウクライナに対する内政干渉といえる行為である。また、領土の併合についても国連憲章2条4項に照らし合わせると、違法行為であることが導かれる⁹。また、民間人に対する攻撃もジュネーブ諸条約第一議定書で禁止されている(51条2項)。

②については、例えば、ロシアの大国主義、NATOの東方拡大問題、ウクライナにおける2004年の「オレンジ革命」と2014年の「ユーロマイダン革命」、2014年以降のロシア系住民が非常に多いドンバスでの内戦と、その際のロシア系住民の犠牲の問題、翌15年のミンスク合意やその履

行等が頻繁に取りざたされる。筆者はこの地域の専門家ではないため、これらの一つひとつの出来事の専門的な検証はできない。したがって、本稿ではその詳細には触れない。とはいえ、一つだけ学究的に判断できるのは、ロシアによる軍事侵攻にかかる国際法違反は、例示した侵攻にいたるまでの諸々の「理由」があろうがなかろうが、法的にいっさい正当化できず、軍事侵攻の責任の免責事由にはならない点である。したがって、ロシアの軍事侵攻を包括的にとらえようとする場合においても、この認識は必要不可欠であることを強調しておきたい。

③については、ロシアの軍事侵攻の構造や長期化にともない、部分的には代理戦争のあらわれと理解できるような側面もあるが、それを問題の中心的・本質的なものと位置づけると、攻撃にさらされているウクライナ人の主体性を後部に押しやることになり、また両国の歴史的な経緯や関係性を無視することにつながりやすいため、慎重さを要する。

(2) 平和的生存権と憲法9条の意義が強く問われるとき

錯綜問題に関しての懸念事項は、見解や立場の違いに起因する緊張関係が大きくなると次のような問題が生じ、人権に基づく平和のあり方を検討したり、実際の活動を進めたりするうえでの〈障壁〉になりかねない点にある。

(a) 軍事攻撃にさらされてきた当事者の主体性—主体の意思は一枚岩ではないとしても—が過度に軽んじられたり、中心から外されたりすることで、ウクライナ人の尊厳を総じておびやかすおそれが出てくる。

(b) ロシアによる国際法違反の免責事由の可

能性につながりかねない解釈がなされていくと、不完全であっても数多の犠牲を経て成立した同法の存在意義や法の支配を薄めることになる。それは、ウクライナに限らず、同法の平等な適用を求めてきた人々、特に大国の直接的・間接的な支配や抑圧を受けてきた人々（例えば、パレスチナ人）の切実な声を否定することにすらなりかねない。

(c) ロシアは、これまで米国・NATO諸国が21世紀の対テロ戦争を遂行するなかで主張してきた論理と類似するものを提示しているが、ロシアの主張をそのまま受け入れ、責任を軽減するような判断をすると、実のところロシアだけでなく、米国などによるこれまでの大国主義・植民地主義的覇権行為や、諸々の国際法違反の行為等も結果的に肯定することになる。

(d) 錯綜が続き、平和運動や組合運動の弱体化が進む一方、日本の右派勢力はロシアの軍事侵攻を利用しながら、〈緊張関係〉にある近隣諸国がすぐにでも攻めてくるかのように人々を煽り、改憲や防衛力の強化による軍事優先路線の正当性を打ち出すことで人々の支持を集めていく。

筆者は、こうした懸念を解消していくために第一に考えるべきことは、平和的生存権と9条を持つ日本国憲法の下にいることを再度認識し、特に9条の成立過程を真摯に振り返ることだと理解している。9条成立の理由の一つは、帝国主義国家であった大日本帝国の軍事主義の遂行の結果、アジア諸国で夥しい犠牲者を出したことへの反省にある。また、1946年6月26日の帝国議会衆議院本会議において、9条の解釈について問われた吉田よしだ茂しげる元首相が満州事変等を例にして多くの戦争が自衛権の名で行われることを指摘したように、戦前だけでなく戦後もまた、米国やソ連のような軍

事大国は戦争・武力行使を自衛権（集団的自衛権を含む）の主張により正当化してきた（例えば、1979年のソ連のアフガニスタン軍事侵攻と駐留、2001年の米国のアフガニスタン攻撃、2003年の米国のイラク攻撃等）。

こうした経緯を有する9条の視点に立脚してロシアの軍事侵攻を見ていくと、平和運動や護憲の立場をとる労働組合などの主張のあり方として成り立つのは、9条の価値を見いだしているからこそ国際法違反の侵略行為を許さない、という視点になる。また、2015年に強行採決で可決・成立した安保法制に基づく集団的自衛権の行使の限定容認に反対するのであれば、ロシアによる集団的自衛権の行使の論理にも異を唱える必要がある。そうでなければ、2014年7月1日になされた安保法制を導く閣議決定以降の約9年間にわたる安保法制反対の主張に矛盾が出る。過去の事例から見れば、集団的自衛権は大国が小国に軍事侵攻するときを使う典型的な手段であり、9条の精神に真っ向から対立するものである。

なお、ロシアの違法行為を批判することは、必ずしもウクライナの行動をすべて「正しい」または「支持できる」という立場をとることを意味しない。国際法上の違法行為やその疑義が生じるような行為は、いずれの国も批判対象にすべきであるからである。例えば、両国は多数の死傷者を将来にわたっても生み出す残酷な兵器であるクラスター弾を使用している。両国は、2010年発効のクラスター弾に関する条約（オスロ条約）の批准国ではないが、過去の他国における使用例（例えば、アフガニスタン）の実被害とそれらを受けて作成された同条約の精神から批判されるべきであろう。その道義的責任は米国のような供与国に対しても向けられなければならない。また、各種の戦争犯罪に関しても、両国がともに検証対象にな

る。

さて、ロシアとウクライナとの戦争の今後についてであるが、できるだけ早期に少なくとも停戦にいたることが極めて重要である。軍事攻撃にさらされ続けてきたウクライナ人こそがそれを何よりも望んでいるだろう。停戦については、ウクライナ人の主体性・自己決定を否定するような形で一方的に進めることがあってはならない。一方、米国・NATO諸国等、国際社会の数々の国々がこの戦争に何らかの形でかかわってきた以上、当事国としての側面を有するのであるから、停戦合意を支えるための努力を最大限すべきと考えることも肝要である¹⁰。憲法に9条のみならず、平和的生存権を有する国という文脈では、日本は立憲主義の観点からも恐怖にさらされている人々に寄り添った行動が求められる。加えて、日本がロシアとの貿易を通して、軍事侵攻を支えている側面すら持っている点をどうするのかということも問われている。

停戦合意にかかる交渉の最大の問題点は、いずれか一方の当事者にとって、合意の条件案が到底受け入れられるものではない場合に、交渉が成立しようがないことにある。この点に鑑みると、軍事侵攻の開始時点である2022年2月24日を最初の立脚点にし、その段階のラインにロシア軍が撤退することが最も実現可能な妥協点になるのではないと思われる¹¹。国際法違反の軍事侵攻の起点であり、上述の2022年3月の両国の停戦交渉でウクライナ側が提示した条件でもあるからである。それ以前の諸々の問題（例えば、クリミアの併合、ドンバスの行方）については、その後の外交交渉で解決すること、およびそのために国際社会が調整機能も含めて協力を惜しまないことが合意に含まれることが不可欠である。その際には、ロシアの軍事侵攻の違法性を的確に指摘すること、

およびその問題に限らず、グローバルな視点で他地域・国における過去の同様の行為への反省を促すことで、反復を予防する視点が何らかの形で含有されなければならないのではないだろうか。この視点の有無は法の支配の「公平性」とそれに基づく正義のあり方を左右するからである。



「新しい戦前」をつくる 軍拡路線と私たちの幸せ

2022年12月16日、安保3文書（国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画）が閣議決定された。本稿では紙幅の関係で詳細を論じることができないが¹²、同文書を貫く特徴を整理すると、『自衛』や『防衛』の名の下で正当化されてきた軍事的優位性の確保であり、軍事力でもって自らの威力を見せつけ、服従させていこうとする路線¹³ということになる。この発想は、家族のような親密圏におけるDVを含むファミリー・バイオレンスの加害者のメンタリティと類似している。換言すれば、軍拡路線は強いことを是とする発想であり、それが唱えられるべき社会の〈理想〉となっていけば、直接的な軍事面だけでなく、社会の各所で弱い個人を軽視したり、支配対象にしたりすることを正当化する風潮を蔓延^{はびこ}らせることにつながる。その結果、経済・社会的にも強者が跋扈^{はっこ}する社会となり、軍事と並び、それらの者を利するためのさまざまな施策が優先されるようになりかねない。そのようなことは、日本国憲法が求める「他国と対等関係に立たうとする各国の責務」（前文3段）や、家族内の支配関係から生じる弱い個人の法的救済をもたらすための尊厳（24条2項）の観点からしても、認められるものではない。

安保3文書は2027年度までの防衛力の整備にかかる5年間の費用を約43兆円（防衛力整備計画）としているが、それを確保するために、第211回国会では財源確保法が可決・成立し、税外収入の積立をする防衛力強化資金の新設を中心に、国有財産の売却や、特別会計の剰余金の繰り上げが可能となった。また、防衛産業支援強化法も可決・成立し、国による防衛産業の財政支援、場合によっては国有化が可能となった¹⁴。これらの新法は安保3文書を動かすための具体的な法律の一つにあたり、確実に同文書の実効化が進められている。軍事拡張路線を優先すればするほど、軍事に税収・税外収入の資金が次々と投与され、結果的に私たちの日常生活の小さな幸せを実現させようとする教育や社会福祉、医療、労働分野にかかわる喫緊の施策が後回しにされていく。防衛力の抜本的強化の必要性が謳われるが、ロシアの軍事侵攻からも明言できるように、そもそも戦争・武力行使は突然起きるものではない。その〈事実〉が完全に看過され、日本国憲法上の外交努力（前文2段）を怠り、人々の幸福追求（13条）や尊厳の回復（24条2項）のための施策がおろそかにされる。このような軍事優先社会は私たちを幸せにしない。

1 自民党憲法改正推進本部「日本国憲法改正草案（現行憲法対照）」（2012年4月27日決定）、5頁。https://storage.jimin.jp/pdf/news/policy/130250_1.pdf（2023年7月23日最終閲覧）

2 ヴァイマル憲法は、社会権の観点から大きな評価を受ける憲法である一方、14年しか続かなかつたヴァイマル共和国の崩壊を導いた、公共の安全と秩序の回復の名目で大統領に付与された「非常措置権限」（48条）を含むものであった。1933年1月に首相に就任したヒトラーは、当時のヒンデンブルク大統領に「ドイツ国民の保護に関する2月4日の共和国大統領命令」を発令させるのに成功し、これにより表現の自由としての出版や集会の開催、ストライキが禁止された。そ

- の後も、共産党・社民党・労働組合関係者を狙い撃ちする「国会炎上命令」に基づき、ナチスに反対する議員の逮捕や議席の無効化を図ることで、ナチスの独裁の完全化を可能とする授権法が同年3月23日に成立した。飯島滋明「ドイツの緊急事態条項」、清末愛砂・飯島滋明『緊急事態条項で暮らし・社会はどうか—「お試し改憲」を許すな』（現代人文社、2017年）110-111頁。
- 3 谷口真由美編著、谷口洋幸・清末愛砂・松村歌子ほか『資料で考える憲法』（法律文化社、2018年）22頁。
- 4 労働分野のジェンダー不平等問題については、本誌2022年10月号（通巻308号）掲載の浅倉むつ子「労働分野におけるジェンダー平等を実現するために」1-13頁を参照されたい。
- 5 清末愛砂「憲法24条2項に定める『個人の尊厳』を立法に生かす意義」ジェンダーと法19号（2022年）28-29頁。
- 6 笹沼弘志「リベラリズム憲法学と認識論的障害物」遠藤美奈・植木淳・杉山有沙編著『人権と社会的排除』（成文堂、2021年）245頁。
- 7 プーチン大統領による2022年2月24日のロシア国民向けのテレビ演説全文は、以下のNHKのサイトから読むことができる。「【演説全文】ウクライナ侵攻直前プーチン大統領は何を語った？」<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220304/k10013513641000.html>（2023年7月23日最終閲覧）
- 8 清末愛砂「戦時下のジェンダー化された被害と性暴力—ロシアによるウクライナ侵略を受けて」『女性展望』717号（2022年）12-14頁。
- 9 ロシアによる軍事侵攻やその後の併合の違法性については、松井芳郎「ウクライナ危機における国際法と国連の役割」法と民主主義（2022年）568号4-11頁、同「ウクライナ領域の『併合』と国際秩序」法律時報94巻13号（2022年）が詳しい。また、憲法研究者有志による声明「ロシアのウクライナに対する軍事侵攻に抗議する憲法研究者の声明」（2022年3月）も参考になる。同声明については以下のサイトから読むことができる。<https://kenponet103.com/ukraine>（2022年7月23日最終閲覧）
- 10 ロシアによるウクライナ侵攻にかかわる西側の道義的責任として、侵攻前日の2022年2月23日の段階に戻すことを基軸とする交渉を訴える論考としては、ユルゲン・ハーバーマス「交渉の勧め」世界969号（2023年）146-154頁を参照されたい。
- 11 ロシアとウクライナの停戦問題については、東大作『ウクライナ戦争をどう終わらせるか—「和平調停」の限界と可能性』（岩波新書、2023年）が大変参考になる。一読を強く勧めたい。
- 12 安保3文書の詳細な批判的検討については、本誌2023年6月号（通巻316号）掲載の笹山尚人「安保三文書とそのイデオロギーに対抗する」1-12頁を参照されたい。
- 13 清末愛砂「憲法9条の解釈を深化させる憲法24条の平和主義的意義—大規模な軍事拡張路線を踏まえて」憲法研究12号（2023年）100頁。
- 14 防衛産業支援強化法の憲法上の問題については、清末愛砂「防衛産業強化法案が私たちの生活に及ぼす影響—憲法9条2項の実利的意義」を参照されたい。<https://kenponet103.com/archives/1660>（2023年7月23日最終閲覧）

きよすえ あいさ 室蘭工業大学大学院教授。1972年生まれ。憲法学、ジェンダー法学、アフガニスタンのジェンダーに基づく暴力の研究を専攻。大阪大学大学院博士後期課程単位修得退学。大阪大学大学院助手、同助教、島根大学講師、室蘭工業大学大学院准教授を経て、2021年6月より現職。RAWAと連帯する会共同代表。主著として、『《世界》がここを忘れても—アフガン女性・ファルザーナの物語』（寿郎社、2020年）、『ペンとミシンとヴァイオリン—アフガン難民の抵抗と民主化への道』（寿郎社、2020年）、『自衛隊の変貌と平和憲法—脱専守防衛化の実態』（編著、現代人文社、2019年）、『公文書は誰のものか？—公文書管理について考えるための入門書』（共編著、現代人文社、2019年）、『右派はなぜ家族に介入したがるのか—憲法24条と9条』（共著、大月書店、2018年）。